

議案（１）中山間地域等直接支払制度（第５期対策）中間年評価の取りまとめ結果に関すること

【Ａ委員】

中山間地域等直接支払制度の集落戦略はどのようにして作成するか教えていただきたい。

【事務局】

集落戦略は６～１０年先の集落の将来像を協定参加者全員で話し合い、所有者や耕作者の年齢構成、後継者の状況等を踏まえ、今後は誰がその農地を担うのか、一筆ごとに整理するもの。

【Ａ委員】

中山間地域は傾斜があるため農業生産のみならず条件が不利であり、この不利を補正するための制度が中山間地域等直接支払制度である。この制度がなければ中山間とはとくに崩壊していただろうと思われる。

第５期対策の中間年評価資料として、各協定の取り組みに関する評価やアンケート調査結果がまとまったので、その資料をもとに委員の皆さんからご意見をいただきたい。

【Ｂ委員】

個人農家が減ってきており、残っているのは大規模農家か法人だが、それらは大区画のほ場を求めており、区画が小さい中山間の農地は需要が少ない。加えて中山間地域等直接支払制度では水路や景観管理も重視されており、大規模農家の負担になっている。

【Ａ委員】

大規模農家の意見はよく理解できる。一方で営農のための水源は中山間地にあり、下流の営農のためにも維持していく必要がある。中山間地での農地の規模拡大や法人化は難しい上に、農地の面積や生産コスト等の条件不利も付随しており、中山間地域等直接支払制度がなければもっと早く崩壊していただろうし、各協定からのアンケートの結果を見るに今後も今の形で進めていくのは難しいと思われる。高齢化して人が減少しても同じように進めていくには何らかの手段が必要だと感じる。

【Ｃ委員】

アンケートや意向調査の結果を通して見ると、各設問に対する回答に整合が取れないように感じる。例えば、次期対策でも「継続の意向」が８８％だが、高齢化等により共同活動や事務作業が負担になっているとしながらも、「広域化の意向はない」とする協定が７８％と多いのは矛盾を感じる。

今現在、集落に残っている方々は、自分が最期まで土地を見守るという生産とはまた違う視点で農業生産活動を行いながらそこで暮らしているとしたら、今の制度上のインセンティブの付け方では、何かに前向き取り組むのは難しいかと思うし、この制度が目指す方向性に何か不一致があるとするなら、この制度を見直す必要があるのではと感じる。

農家の高齢化が進み、担い手農家がない、集落のリーダーもいないとなれば、自ずと農

地の荒廃が進む。集落に人がいるからこそ農地が守られると考えれば、もう少し「人」に焦点を当てた制度を目指すべきだと思われる。

【事務局】

委員のご意見のとおり、「人」という視点が大事だと思います。今まで本制度は、農地面積に応じて交付金を交付してきましたし、今後もその方式は変わらないとしても、「農地を維持している人」としての捉え方だけではなく、「集落に暮らしている人」として捉え、農地以外の部分をどう組み合わせて、制度と現場の課題を摺り合わせるか検討が必要ではないかと思います。

一方で、そういう総合的な話し合いができる集落は限られているため、集落外にも視野を広げて、様々な視点で話し合う必要があります。

【A委員】

これまで国は、中山間や集落の農地に焦点を当てて制度設計していたが、農家の高齢化が進む集落にとっては、農地を維持していくことが重荷になって話し合いが前向きに進まないのだと思われる。

【C委員】

そうすると、協定参加者が集落戦略を作成するのは難しいと思う。中間年評価の結果を踏まえると、初期の制度設計と現場が噛み合わない状態になっていると感じた。

全ての農地を今までどおり維持するのが難しいなかで、補助金によって効果を見出すのは、現場との温度差が益々広がる可能性があると感じる。

【D委員】

「地域の将来像を明確化」と、第5期対策のパンフレットの表紙に記載されているが、この将来像の明確化が難しい状況なのではないか。

本制度に取り組んでいる集落が集う場があれば、悩みや課題をどう解決しているか等を共有できる。そうしたソフト面でのサポートも大切なのではないか。そのような場で、課題となっている事務作業の軽減化や実務面での対策、実例を見聞きする事が本制度継続の力となり、また将来像を具現化できる力に繋がるのではないか。

【E委員】

協定参加者が集落戦略を作成できないのは、将来像を描くことに関心がない、若しくは諦めているという状況が現れているのではないか。

【事務局】

第5期対策では、協定締結の初年度に集落戦略を作成する意思表示をすれば、その年度から10割の単価で交付され、対策期間内（令和6年度まで）に作成できない場合は補助金返還となる。関係市町村としては補助金返還とならないよう、職員主導で集落戦略を作成することが多く、協定参加者が話し合い、魂を込めて集落戦略を作成する協定は多くないと思われる。

【A委員】

協定参加者が話し合っ集落戦略を作成できるのは、その集落に担い手が存在し、将来を考える余力があるからこそ。それを全ての集落に適用すると無理が出てくるだろう。集落戦略作成を意思表示することによる10割単価の先払いにより、集落戦略の作成を事実上の必須化にするのは問題があると思われる。

本制度の効果を発揮していくためには、農地を介してそこに暮らす人達をどう守っていくか。行政サービスのコストを考えれば不利になるが、そこに生まれ育った人にとっては、そこに暮らす権利がある。

【B委員】

農業経営の面から考えれば、中山間地に作付けしても収量が少ないため、収入を増やすのは難しい。なので遊休農地が増えている。でも、遊休農地も活用の仕方に関係人口の増加に繋げることができないか。人が来て賑わいを取り戻すことが必要で、人が集まると地元の人達も楽しいはず。

【F委員】

自分が住んでいる地域を考えると危機的な地域もある。これまでは個人の大規模農家へ耕作を依頼してきたが、その農家が高齢になり病気になったら地域の農地はどうするのか不安が広がっている。こういう危機感が常にあるのが中山間地だと最近実感している。

集落に暮らしていれば生活はどうにかなるが、農業だけでは生活が成り立たないのが中山間地の集落。担い手だけに依存するのではなく、兼業農家で生活が成り立たなければ農地の荒廃は進むと思われる。

【A委員】

同じようなことが各地域から聞こえてくる。それが中間年評価のアンケートに反映されているのだと思われる。